

平成 20 年 12 月 12 日

指定管理者の指定について（練馬区立しらゆり荘）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立しらゆり荘の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目3番39号 S T S ビル内

(3) 代表者

理事長 山内 美代

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成20年7月9日	第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間、モニタリング様式の検討)
8月1日	募集要項配布開始
8月11日	応募説明会（参加団体数3）
8月12日～29日	応募書類受付（応募団体数1）
9月4日	第2回指定管理者選定委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
9月8日	経営診断委託
9月11日	第3回指定管理者選定委員会

(施設実地調査の実施)

10月9日 第4回指定管理者選定委員会

(評価・採点および審査、指定管理者候補決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実施調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立しらゆり荘を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(評価結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、第2回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合は低く、支出や収入に対する支払委託料の割合も少ないため、自主運営能力が高いこと。

また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

また、役員の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的開催されていること。

(4) 運営実績

都内で137か所のグループホームを運営するなど、多様な障害福祉施設についての十分な運営実績があること。

特に練馬区内において、しらゆり荘をはじめとして、貫井福祉園、貫井福祉工房、谷原フレンドの指定管理委託を受託するなど、利用者からの評価も高いこと。

利用者アンケートの各項目において「満足している」「まあ満足している」との高い評価を得ていること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

法人のスケールメリットを活かした人材の確保、研修体制が整えられていること。

(6) 受託への熱意・意欲

関係機関との連携を図り、退寮に向けての支援に力を入れるなど、企画内容およびプレゼンテーションにおいて受託への意欲が認められること。また当該施設に関する区の計画・方針を最大限尊重する提案があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として、本部危機管理マニュアル・衛生危機管理マニュアル・生活寮関係無断外出等緊急対応マニュアルを整備し、危機管理に関する取組みが行われていること。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、現在のサービス水準を維持するため、多様な施設を運営してきた法人のノウハウを活かす提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

利用者からの苦情を解決するための実施要綱が整備されていること。

利用者の日常生活の安定のため、家族や関係機関との連携を密にし、一貫した支援体制を整える取組みが行われていること。

利用者に対して大人として接し、その意思の尊重を重視していること。

(10) 職員の育成

世話人のスキルアップのため、法人内においての世話人全体研修、世話人地区研修を定期的実施し、支援技術や事例検討、危機管理などを組み入れ、質の向上に努めていること。

(11) 団体の理念・姿勢

知的障害者のノーマライゼーションの実現を目指し、知的障害児・者が生涯にわたって「どこに住み、どこで働き、誰が支えるか」を活動のテーマとして掲げ、多面的な事業に取り組んでいること。

また、法人の理念を実践に活かすため、職員研修や各事業所でのOJTを活用して周知、徹底させていること。

(12) 事業等の提案

生活技術習得のための支援、食事提供や健康状態の確認といった生活支援、通所継続支援といった生活寮の基本的支援だけでなく、地域生活移行に向けた利用者一人ひとりの課題について個別支援計画に基づき支援を行っていること。

利用者が将来の生活の具体的なイメージ作りを行えるよう、アパートやグループホームの見学会を実施する提案があること。

また、都内各エリアごとに設置された生活支援センターにおいて、支援ワーカーによるエリア内グループホームのバックアップ体制が整備されていること。

障害者が身近で安全・安心に介護が受けられる場の確保は優先課題と考え、区の計画に基づき、緊急一時保護事業を実施する提案があること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課施設係

電話 03(5984)1043

FAX 03(5984)1214

指定管理者選定（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）の評価結果
（練馬区立しらゆり荘）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	6点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 障害者自立支援法等の各種事業のサービス展開の有無 (5) 地域に開かれた運営の有無 (6) 団体の本部または団体が運営する施設による、しらゆり荘の運営および支援に関するバックアップ体制	10点	8点
合 計	100点	78点

※現に指定管理者として当該施設を管理している団体については、指定期間中の運営に関する利用者等の評価結果を含めて評価する。